

平成20年度第3回市民協働推進委員会 会議要録

日時：平成20年8月9日(土) 午後1時30分～4時20分

会場：佐倉市役所1号館3階会議室

出席委員

関谷委員長、高岡副委員長、木田川委員、長谷川委員、浅野委員、松崎委員、
渡辺委員、竹内委員、鈴木アドバイザー

欠席委員

角田委員、植木委員、福川アドバイザー

事務局職員

伊東企画政策課長、坂上自治人権推進課長、片貝副主幹、江波戸副主幹、上野主査、
小田主任主事、宮崎主任主事

傍聴

2人

1. 開会

事務局により開会

2. 委員長挨拶

本日の議題の1つ目は、市民協働事業行政提案型のテーマ内容について。行政提案型については、これまで制度設計の部分や今後の流れについてある程度の形を詰めてきたが、いよいよ行政提案型事業が動き出すということで、その第一段階としてのテーマ内容の議論となる。行政提案型事業は、佐倉市として初めての事業である。2つ目は、市民提案型については、2団体に対して不採択の結果を出したが、このことについて不採択の団体から意見等が出ている。この部分については評価内容に関わることであるので、非公開とさせていただく。本日の出席委員は8名であるので、会議は成立することを確認する。

3. 議事

(1) 市民協働型(行政提案型)について

委員長:手元の資料を確認だが、市民協働事業については、庁内で募集をかけた結果、3つのテーマが提出された。これらのテーマについて各担当課から説明等をいただいて、この委員会として意見を市長に申し上げるということになっている。まず、行政提案型事業の概要について事務局より説明を願う。

事務局:資料の確認。資料及びパワーポイントを使用して概要説明。

委員長:行政提案型は市民提案型とは異なり、行政が庁内で市民協働事業について公募をかけて、担当課で検討、テーマを提案し、そのテーマについてこの委員会で第一段階として議論する。そして改めて市長に意見を提出し、テーマが確定される。その後、テ

マに基づいて市民に公募をかけていくという流れになる。この制度自体が新しいことを始めていくことになるので、どのように運用していくかということが重要である。まずはそのテーマについて担当課からの提案内容を説明願う。

事務局：各3事業の概要(1.農政課：市民が親しみ憩うことのできる『市民の森』の整備、2.公園緑地課：目の行き届いた市民の利用しやすい公園の確保、3.自治人権推進課：市民協働事業情報紙発行)についてパワーポイント及び資料を使用して説明。

委員長：行政の事業の中で、行政の側としても協働事業で行った方が相応しいと考えた事業について庁内で応募をかけたところ、この3つのテーマが提出された。1つは、農政課からの提案で、市民が親しみの持てる市民の森の整備、次に公園緑地課からの提案で、目の行き届いた市民の利用しやすい公園の確保、最後に自治人権推進課からの提案で、市民協働事業の広報紙の発行について。これらは、行政が行うよりも協働型の方が実質的な側面というものを捉えていくことができるのではないかと提議されている。本委員会としては、この段階では、この3つのテーマについて委員から意見を伺い、市長に委員会の意見を返答する。各テーマについてのご意見、質問等をいただきたい。

委員：農政課と公園緑地課のテーマの申請資格について、知識技術を有する構成員という点は、何か資格を有する者ということか。何か具体的な資格がないと申請できないのか。

委員長：具体的にどのような知識技術ということで想定されているのか。これは、何らかの資格が必要なのか、それとも、資格等は無くても、ある程度これに資するような技術知識があればということなのか。

公園緑地課：毛虫や害虫等、作業をする人に直接被害が及ぶ可能性があるため、このような条件を設定している。資格自体は、造園施行管理技士や造園技能士といったものがあるが、公園の管理や造園作業を1年程行えば、それらの資格者の作業内容をある程度行うことができるので、1年以上の経験が資格を持っているということで設定をしている。

農政課：市民の森の管理にあたり、ボランティア・NPO等の団体をお願いしたい事項として、間伐処理というものがある。間伐処理を行う際は、電ノコや高梯子に登って枝を落としたりする。農政課では、主にそういう作業経験や機械等を使用した経験があるかどうかということである。また、協議していく中でそういう作業を行う意欲があり、作業をお願いするようになった場合に、経験が全く無い方よりも、造園あるいは園芸の知識経験があった方がよいということで挙げたものである。

委員長：資格というよりは経験ということによろしいか。

委員：市民の森の管理や公園管理にしても、今まで入札による業務委託の業者選定という形が多いと思うが、これを市民協働事業で行うにあたって、行政が最終的に責任を負う行政責任でやっていかなければいけない部分と、市民協働でやっていく部分を明確にした方がよい。また、上限50万円の予算を考えていくと、枝うちやその他管理している金額が不足しないか、という気がする。草刈業者では、1㎡くらいという具体的な金額が出ている。入札で行う業務委託の場合と市民協働との違い、また、行政側が想定している行政側で行う部分の基準を出していただけたらと思うが、この辺はいかがか。

委員長：管理委託の問題や入札に絡む点、行政よりも民間で行った方が相応しいのではな

いかということで、色々なやり方や手法があり、事業を市民協働で行うことの意義や基準がどこにあるのかということだが、この辺についてはいかがか。

農政課：農政課の提案事業に限って申し上げますと、現在、地元の地権者、借りうけている地主の方で構成している管理組合に委託をしており、草刈り、立ち枯れしている木の切り倒しや枯れ枝を処分する作業を中心に行っていた。棲み分けとしては、管理組合に委託しているものを止めて新たにNPO等の団体と協働するというのではなく、市民の森をより皆様方の憩いの場所にしていくために、別に新たな仕事として市民の目線でどのようなことをしていってよいかということ提案し、協働で進めていきたい趣旨である。既存のものを協働に変えるという趣旨ではない。

公園緑地課：公園緑地課の提案は、現在の維持管理業務にプラスする部分ということで、今回市民の方をお願いしたいのは、予防的な維持管理というニュアンスのものとして理解いただきたい。

委員：予算についてだが、例えば、施設の老朽化という課題があった場合、公園の遊具やベンチ等の備品関係の予算は50万円の中に含まれているのかどうか。実施箇所が志津地区の公園32箇所、50万円の予算では1箇所2万円にも満たないが、それで実施できるのかどうか。また、実施は1回でよいのかどうか。

公園緑地課：50万円には実際の改装費用は含まれていない。早期に発見していただいて、ボルトが緩んでいたりしてその場でできるものは、その場で行っていただくが、修理が必要なものはその旨の報告をしていただくようになる。

農政課：農政課の方は、課題事項として全体的な課題を挙げさせていただいた。協働で行うことで解決できるのはその中の一部分かもしれないし、更に広がるかもしれない。

委員長：市が委託で行っている部分と重なっている部分はあるが、あるテーマを協働で行えば、もっと市民に即した形での維持が可能になっていくのではないかと補完的要素と、市民協働の中から新たに発見できたり、他で行われていることに繋いでいけるようなことも色々見えてくるという意味では、個々が単独でやるということではなく、相互の結びつきを見出しながら進めていくという趣旨だと思うが。

アドバイザー：市民の森は公の施設なのか。

農政課：公の施設である。

アドバイザー：公の施設としての設置条例があるとすると、あるいは、底地が民地であったとしても地権者の了解を得て適切な間伐をすることで公園として使用すると、地権者の権利が制限されている状態にあると思うので、その都度了解を得なくてもよいと思うが。当然地権者には借地料を支払っていると思うが。

農政課：農政課では、市で土地を借りているが、立木については市の所有だと考えていないため、間伐をする際には、了解をいただいて処分する形になるかと心得ているが、確認をさせていただく。

事務局：先ほどの予算上限は50万円というご意見については、市民協働事業として協力いただける方を公募するので、契約上は問題が発生しないと考えている。初めての取り組みである以上、随意契約等を勘案して、当面は50万円ということで先般の委員

会で委員の皆様にご同意をいただき、今年度については 50 万円を上限とした。今後必要があれば検討してまいりたいが、まずは初年度ということでご理解いただきたい。

委員：今回の3つの提案の内、2つは緑の管理的な事業だが、50万円が上限の問題よりも、市民団体側から何か提案をすると、今までの予算金額や管理経費についての情報があると分かりやすい。市民の森が、どのような管理方法で、委託費を含めて昨年度は幾ら掛かったか、その中で、新たに市民がより利用しやすい公園や親しみ憩うことのできる市民の森を作る際に、判断材料として50万円以外に人工の経費等、現在の市の予算額がどのくらいなのか、そこまでの提案があったら分かりやすい。できればその辺を公開していただけたらと思うが、いかがか。

事務局：今まで幾らでどの程度のことを行っていたのかという点についても、段階を踏みながら整理して提案者の方に説明できるようにしたい。本日は経費部分というよりも、このようなテーマで初回はやらせていただくということでご理解いただきたい。

委員長：今回はテーマ内容についての確認だが、今後のプロセスを考えると、ここに挙げられているような課題は幅広いものであり、それぞれの事業がどのような状況でそれをどのような予算でどのように賄われているのかという情報がある程度知らないと、逆に市民の側も名乗り出づらいついていう部分があるかもしれない。担当課説明の中で、市民協働として行う部分は、既存のものとは別の部分ということであれば、市民協働の新たな位置付けになるので、ある程度はイメージしやすい情報を揃えておく必要があるかと思うが。

アドバイザー：公園については、公園法に基づく都市公園と児童公園があると思うが、市民から見た時に、都市公園と児童公園の区別は簡単に付くわけではない。都市公園の場合の遊具の付け方と児童公園の遊具の付け方は全く違う。そういう基準をもう少し、児童公園の場合の制約と都市公園の場合の制約はこうだという分け方をする必要はないか。

委員長：その辺についてはいかがか。

公園緑地課：公園の種別については、都市公園法に基づく都市公園の緑地の管理についてなので、総合公園や運動公園等があるが、ここはほとんど街区公園ということで、より身近な公園を協働で行いたいということで提案してある。各公園の遊具や施設の配置状況については、昭和40、50年代と、ここ10、20年の施設の整備状況が変わっている。以前はブランコや鉄棒等が揃えられていたが、現在は、新設公園の遊具等については、地元の方と出来るだけ協議をして設置をしている。全体的に老朽化しているということで、事故が起きないように、安全面をまず念頭において行ってまいりたい。

アドバイザー：確認だが、都市公園法だけか。

公園緑地課：特に人が入ることを想定し得ないような緑地部分については、緑地保全法であるが、基本的には都市公園法である。

委員長：他にいかがか。

委員：公園について、5月下旬から6月位に地域によってかもしれないが、公園清掃を行っている活動との繋がりもあると思う。既存のものは既存の通りということであれば、公園清掃で自治会・町内会にお金が出ていることもあるので、その辺も継続させていくのか、それと

も改善していくのか。

公園緑地課：今までの制度は維持して、今回の提案は追加事業ということで考えている。

委員長：従来からの事業と新しく協働事業として行う事業との区別についての心配だと思うが。

公園緑地課：今までお願いしていたのは、草刈りや清掃等だが、今回はそのような維持管理の部分は含まれていない。

委員長：実際に市民に提案する場合には、従来はこういうことをやっているが、今回はそれは別に新しい部分をこういう形で行う、ということはある程度クリアにしないと、市民の側でイメージしづらい部分があるのかもしれない。

委員：ここでは、具体的なことではなく、提案された事業を承認するかどうかということなので、今ここで想定していないことが市民から新しく提案されてくることもあるわけで、それに期待するというような姿勢でもよいのか。

委員長：実際の運用の中で、市民の視点から発見しうること、これは市民自身でできること、市でやらなければならないのか、色々見えてくる問題状況によっても変わってくる部分もあるかと思う。この制度の運用上、そういう声をしっかり聞き向けて検討するというところに繋いでいかないと、この制度の意義が半減されてしまうので、制度の中に想定されていることかとは思いますが。

事務局：資料には12月の上旬から下旬にプレゼンテーションとあるが、逆に応募いただく団体の中からこのように行うということで、今まで職員では気が付かなかった点が見えてくることもあるかと思う。そこが今までの委託と異なる部分と考えている。

委員：テーマとしては特に異論はない。公園の資格要件等を見ると、最初にイメージしたのは、現在の作業を年50万円で行うのは大変だと思ったが、説明を聞いて理解出来た。現在何を行っていてそれにプラスアルファを求めているということがはっきりすれば。

委員：私も全く同じように思ってしまった。造園施工管理技士という資格を聞いて、そのような作業を行うと思ってしまった。説明を聞き、課題をもう一度見てみると、公園の遊具が危ないとか、毛虫が発生したといったときに、行政に連絡をしたり、できる範囲で自分達で処理するような役割なのかと思う。そうするとなぜ資格は必要なのか。

農政課：資格が必ずしも必要だということではないが、熟練性があつた方がよりよいので、経験がある方が望ましい。経験がない方だとこちらが指導する立場になってしまい、職員とて経験があつたにせよ、具体的に指導出来るノウハウがあるとは言えない。したがって技術経験を入れさせていただいた。既に登録している団体の中でも、技術経験をお持ちの方がいて作業を行っていただいている団体があるので、そういう方々は想定できるということで入れさせていただいた。

委員：このテーマはそれでよいと思うが、自分の施設を管理していても道路側にたくさん草が生えていて勝手に切ってもよいのか、除草剤をまいてもよいのか悩んだりすることがある。協働でプラスアルファの部分になるのであれば、公園の管理や市民の森に協働で参加したい市民の側からは、例えば、場所や時期によってこういう花を植えたいという提案が出てくると思うので、自分達で花を植えたい、あるいは、この場所の草木を伐採したいという

判断をする部分について、ここまでやってくださいとか、市民が参加しやすいイメージやヒントを加えたテーマ案を出していただきたいと思うが、難しいか。

事務局：検討させていただきたい。

委員：公園の課題部分の市民からの要望や情報提供については、市民側からの声だと思うが、市民の森の方は、何か地権者や近所の方からの声や要望はあるか。

農政課：市民の森に関して、地元住民や土地の所有者の方からそのような声というのではない。ただし、既に議会や監査から、もっと市民の親しみのあるものに、という意見が出ているので、担当課として主体的に考えているということである。

委員：公園だが、地図を見るとかなり広範囲である。自分たちの住む地域の公園を良くしたいという市民ベースで考えると、志津地区の市民の方である一部分を幾らでというように切り分けることも可能なのか。

公園緑地課：分けるということはある程度は想定しているが、自治会単位までになってしまうとかなりの数になり、行政の事務量もかなりの量になってしまうため、あまり細かいところまでできないかと思う。

委員：公園で、安心・安全とある。夏期の夜中に近所の公園に人が集まっているが、そういう人に注意や通報をするということも含まれると考えてよいのか。

公園緑地課：今のご意見は不審者を含むということではよろしいか。今回の中では、そこまでは想定していないが、やっていただけという団体があれば、それに越したことはない。

委員：市内に250箇所の都市公園があるとのことだが、公募するときには、具体的にこの公園ということを明記して公募するのか、幾つかの公園をまとめて公募するのか。

公園緑地課：今回の事業は、志津地区の32箇所の公園の提案である。

委員：来年はこの公園、ということで徐々に行っていくのか。

公園緑地課：そのように考えている。

委員長：他に質問はあるか。

アドバイザー：これまで登録している団体でないといけないのか。例えば、広報紙を作りたい人たちが集まって新しく登録するという事も考えられると思うが。

事務局：手続き上、事業の応募と団体登録が同時になっても構わないので、今登録している団体以外でも登録の書類を提出していただければ、新しい団体を作っていただく可能性もあるかと思う。

委員：広報紙の発行については、市民提案型の団体がたくさんいればこのように公募してやってもらうのも必要だと思うが、時期的にはまだ少し早いかなと。市の広報紙やサポートセンターの広報紙で間に合う団体数だと思ったが。

委員：私はとてもよいと思う。例えば、会議の難解な部分を漫画のように描いた広報紙だと広く色々な人が目にするし、そこから新たな動きが出ると思う。既存の色々な情報紙があるが、もっとくだけた、子供にも分かるようなもので、協働事業の紹介だけでなく、この委員会はどういう場で、なぜ市民協働が必要なのかという部分から周知していただけるととても意味があると思う。

事務局：今回の情報紙については、現状のサポートセンターだよりの内容が、ある程度団体

の紹介と助成事業の紹介に限られており、協働とは団体の紹介だけではない、というご意見もあるので、この際に協働全般についての情報紙のようなものを作っていただける団体があったら、という提案ということでご理解いただきたい。

委員：市民側からの提案が出た時に、その提案の内容によって申し上げようと思っていたが、今回質問させていただいた。

委員：紙媒体で定期的に市民に周知するための手段となっているが、広報する手段はこれだけではないし、既に紙ではたくさん情報紙が出ているので、その方法から考えてもらってもよいのかなと思う。

事務局：50万円の条件から、ホームページはあまり見ない人やツールを持たない人には確実に周知を行えるということで、基本が紙媒体であるが、他にも媒体はあるという部分の提案余地が残るような形も考えたい。

委員：先ほどアドバイザーからご指摘をいただいた公の施設の立木の権限の問題については、設置管理条例はなく、事業として行っているものである。

委員長：以上、3つの事業について一括で行政提案型のテーマとして確定させ、今後進めていくということによろしいか。

委員：全員賛成

委員長：それでは、この3つの事業を委員会です承するという形にさせていただく。今日の意見については、副委員長と協議し、改めてまとめさせていただいた上で、それを市長に伝えるという形にしたいと思う。まず、第1議題については以上とさせていただきたい。この後、非公開の部分があるので、議事の順序を入れ替えて、議事のその他について、次回の日程について事務局から願う。

事務局：日程と議題について、次回は9月、弥富小学校区のまちづくり協議会の支援関係、事業報告会のあり方について、日程等については、委員長と協議し、後日連絡させていただきたい。

委員長：休憩後、非公開で、市民提案型についての議論をお願いしたいと思う。

【休憩】

(2) 市民協働事業(市民提案型)について

【非公開】

平成20年9月29日

委員長 関谷 昇

副委員長 高岡 良子

議事録署名人 木田川 直子